

座間市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので公表する。

令和6年2月16日

座間市監査委員 上原昌弘

同 上沢本尚

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の期間

令和5年8月31日から令和6年2月15日まで

第2 監査の対象部局課等

総合政策部 総合政策課、秘書広報課、行政管理課、職員課、デジタル推進課、  
人権・男女共同参画課、戸籍住民課、市民広聴課

財務部 財政課、資産経営課、市税総務課、市民税課、固定資産税課、債権管理課、  
契約検査課

地域づくり部 地域プロモーション課、市民協働課、産業振興課

くらし安全部 生活安全課、危機管理課、ゼロカーボン推進課、リユース推進課、  
クリーンセンター

都市部 都市計画課、都市整備課、公園緑政課、道路課

会計課

消防本部 消防総務課、警防課、予防課、消防署 消防管理課、第1警備課、第2警備課

議会事務局

教育部 相模野小学校、ひばりが丘小学校、栗原中学校、相模中学校

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

監査委員事務局

### 第3 監査の範囲及び方法

今回の監査に当たっては、令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行された監査対象部局課等の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、各課に係わる事項が条例及び規則等に基づいて適正に行われているかを着眼点とし、提出された関係書類の調査・照合、現品の実査及びその他の記録に基づき担当職員から事情を聴取するなどの方法により監査を実施した。

### 第4 監査の結果及び意見

監査の結果、財務事務の執行は全般に適正に行われていると認められた。

なお、個別・軽微な不備については、口頭により注意、指導した。

以 上